

農業災害補償法施行規則

昭和22年12月27日 農林省 令 第95号

農業災害補償法施行規則の一部を改正する省令

平成23年 4月 6日 農林水産省 令 第24号

改正前	改正後
- 附則 -	
施行日：平成23年 4月 6日	
<p>第四十七条の七 法第一百五十条の三の三第二項の農林水産省令で定める収入金額は、農業の担い手に対する経営安定のための交付金の交付に関する法律（平成十八年法律第八十八号）第三条第一項第二号の交付金のうち麦に係る金額に相当する金額とする。</p>	<p>第四十七条の七 法第一百五十条の三の三第二項の農林水産省令で定める収入金額は、次に掲げる金額とする。</p> <ul style="list-style-type: none">一 農業の担い手に対する経営の安定のための交付金の交付に関する法律（平成十八年法律第八十八号）第三条第一項第二号の交付金のうち麦に係る金額に相当する金額二 農業者戸別所得補償交付金のうち当該年度において生産した麦の品質及び生産量に応じて全国的に統一して定める算定方法により算定した額に相当する金額（前号に掲げるものを除く。）
- 改正法・附則・題名- ～平成23年 4月 6日 農林水産省 令 第24号～	
施行日：平成23年 4月 6日	
◆追加◆	附 則（平成二三・四・六農水令二四）
- 改正法・附則- ～平成23年 4月 6日 農林水産省 令 第24号～	
施行日：平成23年 4月 6日	
◆追加◆	<p>（施行期日）</p> <ol style="list-style-type: none">1 この省令は、公布の日から施行する。 <p>（経過措置）</p> <ol style="list-style-type: none">2 この省令による改正後の第四十七条の七の規定は、平成二十三年産の農作物に係る農作物共済の共済関係から適用するものとし、平成二十二年産以前の年産の農作物に係る農作物共済の共済関係については、なお従前の例による。